

5.2 環境保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書作成までの段階で環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

5.2.1 回避又は低減の配慮を図るべき地域または対象地域

「さいたま市環境影響評価技術指針」では、“対象事業の実施により重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域については、対象事業の構想立案の早期の段階において、対象事業に伴う重大な環境影響の回避（以下「対象事業の立地回避」という。）を検討するもの”としている。

同指針では、重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域として、以下の2つを掲げている。

- ・別表4に掲げる自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域
- ・別表5に掲げる調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項（環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項を除く。）に関係する地域

(1) 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域

「さいたま市環境影響評価技術指針」別表4に掲げられた、自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域と計画地及び周辺の指定状況は、表5.2-1に示すとおりである。

計画地の西側の一部には埋蔵文化財包蔵地が存在する。

表 5.2-1 自然環境の保全を目的として法令等の規定により指定された地域

根拠法令等	指定地域等	指定の有無	
		計画地	計画地 周辺
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
都市計画法	風致地区	×	×
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域	×	×
文化財保護法	指定文化財等の所在場所	×	○
埼玉県立自然公園条例	埼玉県立自然公園	×	×
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地	×	×

(2) その他の配慮される地域

「さいたま市環境影響評価技術指針」別表5に掲げられた、調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項（環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項を除く。）に関係する地域（以下「配慮されるべき地域」という。）とその分布状況及び関連する環境影響評価項目は、表5.2-2に示すとおりである。

表 5.2-2(1)その他の配慮される地域とその分布状況及び関連する環境影響評価項目

区分	配慮されるべき地域	計画地及び周辺の該当状況		関連する 環境影響評価項目
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	1 既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	△	計画地周辺には項目により環境基準を上回る地域がある	大気質、騒音、水質
	2 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	△	計画地周辺には、保全対象となる施設が分布している。	大気質、騒音、振動
	3 環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	×	計画地及び周辺には閉鎖性水域等は分布しない	水質
	4 水道水源水域及び湧水池につながる地下水	×	計画地及び周辺には水道水源につながる地下水が分布している可能性がある。	水象
	5 水田、ため池、農業用水路等の保水機能	△	計画地周辺には水田及び農業用水路が分布する	水質、水象
	6 現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること	×	本事業では大規模な土地の改変は実施しない。	地象
	7 保存すべき地形、地質及び自然現象	×	計画地及び周辺は、保全すべき地形及び地質はない。	－
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	1 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	△	計画地周辺には、貴重とされている種の生息・生育地がある。	動物、植物、生態系
	2 原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域・地形その他生態系保護上特に保全すべき地域	△	計画地周辺には、生き物を育む豊かな自然がある。	動物、植物、生態系
	3 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること	△	計画地周辺には豊かな動植物の生息・生育空間がある。	植物、動物、生態系
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	1 傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等さいたま市の原風景や特色ある情景を形作っている景観	×	計画地及び周辺には、さいたま市の原風景や特色のある情景を形作る景観はない。	景観、自然とのふれあいの場
	2 里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	△	計画地及び周辺には、古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境はない。	景観、自然とのふれあいの場
	3 すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	×	計画地周辺には、すぐれた自然の風景地等の人が自然とふれあう場はない。	景観、自然とのふれあいの場
	4 水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	△	計画地周辺には地域住民が日常的に自然とふれあう場として、コスモスのさんぽ路等が存在する。	自然とのふれあいの場
	5 文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	○	計画地西側の一部及び周辺には既知の埋蔵文化財包蔵地がある。	史跡・文化財

凡例○：計画地が該当する

△：計画地周辺地域に該当する区域がある

×：計画地及び周辺は該当しない

表 5.2-2(2)その他の配慮される地域とその分布状況及び関連する環境影響評価項目

区分	配慮されるべき地域	計画地及び周辺の該当状況		関連する 環境影響評価項目
環境への負荷の量の程度により留意されるべき配慮事項	1 廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること	○	本事業は物流倉庫の整備であり、工事中に産業廃棄物が発生する。	廃棄物
	2 温室効果ガス等の排出抑制に努めること	○	本事業は物流倉庫の整備であり、施設の稼働により温室効果ガス等が発生する。	温室効果ガス等
人の生活の豊かさに関して留意されるべき配慮事項	1 コミュニティ施設等地域住民が日常的にコミュニティ活動を行う場	△	計画地周辺には鹿室自治会館等のコミュニティ施設が分布している。	コミュニティ
	2 既に交通渋滞等が発生し、又は発生するおそれがある地域	△	計画地周辺には、時間帯により渋滞が発生している箇所がある	交通
	3 災害の危険性のある地域又は防災上保全すべき役割を果たしている地域	×	計画地周辺には、土砂災害（特別）警戒区域及び土砂災害危険箇所に指定された箇所はない。	安全

凡例○：計画地が該当する

△：計画地周辺地域に該当する区域がある

×：計画地及び周辺は該当しない

5.2.2 調査計画書までに配慮した事項及びその内容

(1) 環境配慮の基本方針

事業計画の実施にあたっては、地元住民の意見に配慮し、自然と調和のとれた計画とする。

また、工事中及び供用時には、地球環境への影響を最小限にできるよう、また、地域社会との共生を図れるよう、以下の事項について配慮する。

(2) 自然環境との調和

1) 動物・植物・生態系への配慮

① 工事の施工時

- ・計画地内にて保全すべき動植物種が確認された場合には、必要に応じて改変区域外への移植等を検討する。
- ・夜間工事の際の照明等による影響の軽減を必要に応じて検討する。
- ・工事中に発生する濁水の流出防止対策を実施し、放流先等の下流域の生物への影響の低減を図る。

② 施設の存在・供用時

- ・人工光による野生生物への影響が生じないよう、不必要な照明は行わないものとし、明るさにも配慮する。

2) 施設の存在等による景観への配慮

- ・適切に緑地を配置し、周辺との調和を図る。

(3) 地域環境の保全

1) 大気汚染の防止

① 工事中

(建設機械の稼働に伴う大気質への影響)

- ・建設機械は、排出ガス対策型の機種の使用に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップ、不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。

(資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響)

- ・資材運搬等の車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。また、ディーゼル車は「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底する。
- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップ、不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。

(造成等の工事に伴う大気質への影響)

- ・造成等箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆し、運搬に伴う粉じんの飛散防止を行う。
- ・計画地出入口には洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

② 施設の使用・供用時

- ・供用に伴う関連車両へ、規制速度以下での走行やアイドリングストップなどの適切な運転を促す。

2) 騒音・振動の防止

① 工事中

(建設機械の稼働に伴う騒音・振動)

- ・建設機械は、可能な限り低騒音型・低振動型の機種の使用に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップ、不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・計画地外周には仮囲い等を設け、防音対策を講じる。

(資材運搬等の車両の走行に伴う騒音・振動)

- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップ、不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

② 施設の存在・供用時

- ・供用に伴う関連車両へ、規制速度以下での走行やアイドリングストップなどの適切な運転を促す。

3) 水質への影響の緩和

① 工事中

- ・工事中に発生する濁水は、一旦貯留し、土粒子を沈殿させた後に上澄み水を放流するなど、水質への影響の低減に努める。
- ・必要に応じて土砂流出防止柵等を設置し、土砂流出を防止する。

② 施設の存在・供用時

- ・供用時の排水は適切な処理を施した後に放流する。

4) 地盤への影響の緩和

① 工事中

- ・計画地内では粘土混じり細砂や粘土、シルトといった軟弱層が 10m～20m 分布しているため、軟弱地盤対策として、適切な支持地盤及び基礎形式、地盤改良工法を選定し、必要に応じて定期的に変形等を観測するなどを行う。

5) 自然とのふれあいの場・コミュニティ施設への配慮

① 工事中

- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両は、走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げるような運行管理に努める。

6) 周辺道路の交通影響の緩和

① 工事中及び施設の存在・供用時

- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・必要に応じて交通誘導員を配置するなどの安全対策を行う。

(4) 省エネルギー・省資源の推進

1) 省エネルギー（温室効果ガスの削減）

（建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等）

- ・建設機械は、可能な限り低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップ、不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。

（資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等）

- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップ、不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

2) 廃棄物の削減

① 工事中

- ・工事中に発生する廃棄物等は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用が困難なものについては専門業者に委託し、適切に処理を行う。

5.2.3 今後事業計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針

今後の事業計画の熟度に応じて配慮していく事項については、各種の現地調査結果やより詳細な事業計画に基づき、自然環境との調和、地域環境の保全、省エネルギー・省資源の推進等に配慮した、適切な事業計画を立案する方針である。

5.2.4 配慮が困難な事項及びその理由

配慮が困難な事項については、特になし。

5.2.5 その他

その他の事項については、特になし。